

草津市公報

発行日 令和3年7月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 12 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 規 則

草津市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則（職員課） 1

◎ 告 示

公示送達について（税務課） 1

草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱の一部を改正する要綱（スポーツ保健課） 2

公印の新調および廃止について（総務課） 2

生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 2

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 3

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課） 3

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課） 3

公示送達について（税務課） 3

生活保護法第55条第1項の規定に基づく施術担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 4

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律に基づく施術担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 4

都市計画の決定について（都市計画課） 4

◎ 公 告

都市計画法に基づく公共用施設用地の一部廃止について（開発調整課） 5

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 6

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課） 6

◎ 議 会 規 則

草津市議会会議規則の一部を改正する規則（議会事務局） 9

◎ 監 査 委 員 告 示

定期監査の結果に関する報告の公表について 9

規 則

草津市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月11日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第52号

草津市職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

草津市職員懲戒審査委員会規則（昭和46年草津市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「（昭和22年政令第19号）第16条」に改める。

第2条中「命ずる」を「選任する」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和3年6月11日揭示済み）

告 示

草津市告示第202号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月3日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書

4件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年6月10日に送達があったものとみなす。

令和2年度市県民税税額変更(決定)通知書

連番	氏名	住所
1	藤原 大地	滋賀県草津市野路東三丁目4-35
2	DEDE SUPRIYANTO	インドネシア
3	MUHAMMAD HAZIZI	インドネシア
4	ERWIN SETIAWAN	インドネシア

(令和3年6月3日揭示済み)

草津市告示第203号

草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年6月7日

草津市長 橋川 渉

草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱(平成12年草津市告示第97号)の一部を次のように改正する。

別表中「くさつ健幸ウオーク」を「くさつランフェスティバル」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行し、改正後の草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱の規定は、令和3年度事業から適用する。

(令和3年6月7日揭示済み)

草津市告示第204号

公印の新調および廃止について

公印を新調し、および廃止するので、草津市公印規則(昭和52年草津市規則第35号)第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年6月8日

草津市長 橋川 渉

1 新調印

- (1) 草津市男女共同参画センター所長之印



用 途 草津市男女共同参画センター所長名をもって発する文書用

開始日 令和3年5月6日

2 廃止印

- (1) 草津市男女共同参画課長之印



廃止日 令和3年5月5日

(令和3年6月8日揭示済み)

草津市告示第205号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年6月10日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
堀井歯科医院	草津市南山田町 757番地 6	令和3年4月30日

(令和3年6月10日掲示済み)

草津市告示第206号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年6月10日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
堀井歯科医院	草津市南山田町 757番地 6	令和3年4月30日

(令和3年6月10日掲示済み)

草津市告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年6月10日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
堀井歯科医院	草津市南山田町 760番地 3	令和3年5月1日

(令和3年6月10日掲示済み)

草津市告示第208号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年6月10日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
堀井歯科医院	草津市南山田町 760番地 3	令和3年5月1日

(令和3年6月10日掲示済み)

草津市告示第209号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月11日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年6月18日に送達があったものとみなす。

連番	氏名漢字	送付先優先住所	調定年度	年度分
1	中原 英昭	滋賀県草津市大路一丁目2番24-101号ハイツ北中	R3	R3
2	荒川 嵐	滋賀県草津市西渋川二丁目12番16-103号ローズマリーコート	R3	R3
3	一井 祐太	滋賀県草津市草津町1748番地15-301シャーマゾン アスリス	R3	R3
4	光崎 泰彦	滋賀県大津市大宮7丁目20番35-102号	R3	R3
5	遠藤 徹	沖縄県沖縄市胡屋1丁目3番9号 ALPHAビル202	R3	R3
6	佐山 敏行	滋賀県草津市木川町955番地3砂池団地 10棟2号	R3	R3
7	山本 莉緒	滋賀県草津市下笠町680番地5	R3	R3
8	新庄 三次	滋賀県草津市下笠町1426番地	R3	R3
9	新井 翔太	滋賀県草津市野路東六丁目6番地41ハイツ玉川V 402号	R3	R3
10	北野 雅己	滋賀県草津市矢橋町69番地39	R3	R3
11	三好 真人	滋賀県草津市西矢倉二丁目2番1-11号市営矢倉団地	R3	R3
12	坂本 昭	滋賀県草津市木川町952番地28	R3	R3
13	藤田 優太	滋賀県草津市大路一丁目4番12号大丸ソイビル 301号	R3	R3
14	井手口 芳弘	滋賀県草津市追分南三丁目2番36号	R3	R3
15	小沼 孔明	滋賀県草津市青地町213番地1-403ディアコート青地II	R3	R3
16	入江 輝哉	滋賀県草津市平井一丁目2番20号	R3	R3
17	片山 裕太	滋賀県草津市平井一丁目14番1-110号ジョイフル草津	R3	R3

(令和3年6月11日掲示済み)

草津市告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、施術を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第55条第2項の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年6月11日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
たろう鍼灸 整骨院	草津市南笠東二丁目 7番21号	令和2年10月1日

(令和3年6月11日掲示済み)

草津市告示第211号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、施術を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、

法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年6月11日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
たろう鍼灸 整骨院	草津市南笠東二丁目 7番21号	令和2年10月1日

(令和3年6月11日掲示済み)

草津市告示第212号

都市計画の決定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画下物町地区計画および東海道草津宿本陣地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年6月15日

草津市長 橋川 渉

- 1 都市計画の種類

- (1) 大津湖南都市計画 下物町地区計画
 (2) 大津湖南都市計画 東海道草津宿本陣地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
 (1) 草津市下物町の一部
 (2) 草津市草津一丁目の一部、草津二丁目の一部
- 3 図書の縦覧場所
 草津市草津三丁目13番30号
 草津市都市計画部都市計画課

(令和3年6月15日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく公共用施設用地の一部廃止
 について

都市計画法第36条第3項の規定に基づき工事の完了
 公告を行った次の開発行為における公共用施設用地の
 一部を廃止する。

令和3年6月7日

草津市長 橋 川 渉

1 対象となる開発行為

開発許可		開発区域の名称	面積	検査済証交付	
年月日	番 号			年月日	番 号
H28.1.6	第1125号	草津市草津町字持生1879番 外7筆	6,869.12㎡	H28.6.17	第1123号

2 一部廃止する公共用施設用地

一 部 廃 止 の 内 容		
公共用施設の種類	地名・地番	面 積
用悪水路	草津市草津町字持生1879番37	6.71㎡

(令和3年6月7日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年6月9日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
野洲市小篠原1805番地1 グリーンガラスB201号 長谷川 陽介	草津市下寺町字脇田46番3 外2筆	344.45㎡	R3.6.9	1547

(令和3年6月9日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施
 行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基
 づき次のとおり公告する。

令和3年6月11日

草津市長 橋 川 涉

(排泥管)

φ 50mm L= 3.7m

空気弁 N= 2基

消火栓 N= 3基

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-045
- (2) 工事名 北山田町配水管更新工事
- (3) 工事場所 草津市北山田町
- (4) 工事概要 開削工

本設管 ダクタイル鋳鉄管

φ 250mm L= 5.8m

φ 200mm L=369.2m

φ 150mm L= 17.6m

φ 100mm L= 3.9m

φ 75mm L= 4.6m

配水管ポリエチレン管

φ 150mm L= 12.8m

(排泥管)

φ 100mm L= 3.6m

- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年2月18日ま
 で

- 2 予定価格 69,600,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則およ
 び関係諸法令に基づき執行する。
 また、電子入札とし、草津市電子
 入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第
 167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく
 更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開
 始の決定を受けている者を除く。）または民事再
 生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続
 開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定
 を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津

市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人表面において関連がある建設業者でないこと。

金沢市広岡三丁目3番77号 7階
株式会社中央設計技術研究所

なお、「当該受託者と資本または人表面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和3年度において水道施設工事部門に登録されている者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにおいて、水道施設工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和3年6月11日午前9時から令和3年7月2日午後5時まで

- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和3年6月11日午前9時から令和3年6月24日午後5時まで

- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課

- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式1を用いること。

- (5) 回答日・回答方法 令和3年6月28日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和3年7月5日午前9時から令和3年7月6日午後5時まで

- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認で

<p>きる資料 ク 見積内訳書</p> <p>(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。</p> <p>9 開札 (1) 開札日時 令和3年7月7日午前10時00分から (2) 開札場所 草津市役所契約検査課</p> <p>10 落札者の決定方法 予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応募者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。 また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。</p> <p>11 積算疑義申立て手続きに関する事項 (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。 (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。</p> <p>12 入札の無効 (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。 (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。 (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。</p> <p>13 契約条項を閲覧する場所 草津市総務部契約検査課</p> <p>14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。</p> <p>15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。</p> <p>16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。</p> <p>17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。</p> <p>18 部分払 可 草津市建設工事執行規則に</p>	<p>より行う。</p> <p>19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>20 その他必要事項 (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。 (2) 共同企業体での参加は認めない。 (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。 (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。 (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。 (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。 (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。 (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。 (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。</p> <p>21 入札に関する問い合わせ先 草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307（直通）</p> <p style="text-align: right;">（令和3年6月11日揭示済み）</p>
---	--

議会規則

草津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

草津市議会議長 西 田 剛

草津市議会規則第2号

草津市議会会議規則の一部を改正する規則

草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和3年6月4日揭示済み）

監査委員告示

草津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和3年6月4日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 横 江 政 則

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	第三保育所 矢倉幼稚園 草津中央おひさまこども園 老上こども園
教育委員会	山田小学校 洪川小学校 老上小学校 笠縫小学校 草津第二小学校 松原中学校 玉川中学校

(2) 監査の時期 令和3年4月23日から令和3年5月13日まで

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則った適正な事務の執行がされているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：第三保育所

特になし

●監査対象：矢倉幼稚園

特になし

●監査対象：草津中央おひさまこども園

特になし

●監査対象：老上こども園

特になし

●監査対象：山田小学校

特になし

●監査対象：渋川小学校

特になし

●監査対象：老上小学校

特になし

●監査対象：笠縫小学校

特になし

●監査対象：草津第二小学校

特になし

●監査対象：松原中学校

特になし

●監査対象：玉川中学校

- ① 消防用設備の維持管理について
消防設備の機能を常に発揮できるよう早急に修繕もしくは改修されたい。

(令和3年6月4日揭示済み)

